

# 「善信」と「親鸞」

——元久二年の改名について——（上）

龍  
弘  
信

はじめに

真宗門徒が宗祖と仰ぎ、『顕浄土真宗教行証文類』（以下、『教行信証』）を始めとする多数の著述を遺したのは、それらの著作の撰号や奥書、および書簡への署名などから、「愚禿釈親鸞」と名告った人物であることが知られている。一時期、その実在が疑われたこと（親鸞抹殺論）もあったが、鸞尾教導による西本願寺宝庫よりの『恵信尼書簡』の発見等によってその実在が再確認されて現在に至っている①。

では、親鸞はいつの時点から「親鸞」と名告ったのであろうか。

『歎異抄』蓮如書写本末尾の流罪記録、  
親鸞改僧儀賜俗名、仍非僧非俗、然間以

字為姓被經奏聞了。彼御申状、于今外記序に納と云々。

流罪以後、愚禿親鸞令書給也。

を信頼するならば、「流罪以後」、すなわち建暦元年（一一二一）十一月十七日の赦免以後、罪名の「藤井善信」を止め、「愚禿親鸞」と自ら署名し始めたことになる。

ただし、現在確認される「愚禿親鸞」の使用例は、ごく初期のものとしては、寛喜二年（一一三〇）、親鸞五十八歳時の『唯信鈔』書写本（専修寺蔵・信證本）の奥書、  
草本云

承久三歳仲秋中旬第四日

安居院の法印聖覺作

寛喜二歳仲夏下旬第五日 以彼草本真筆

愚禿親鸞書写之

あるいは、文暦二年（一一三五）、六十三歳の時、この寛喜二年の写本をひらがなで転写した際の奥書（専修寺蔵「見聞集」「涅槃経」の紙背に現存）、

御年五十五也 文暦二年乙未三月五日御入滅也

本云 承久三歳仲秋中旬第四日 以安居院法印聖覚寛喜二歳仲夏下旬第五日以彼真筆草本書写之

文暦二歳乙未六月十九日 愚禿親鸞書之

などがあり、また、『教行信証』真蹟坂東本の最も古い執筆部分は六十三歳頃の筆跡と推定されており、そこには「愚禿親鸞集」の撰号が記されている。

「禿」の字に関しては、『教行信証』「化身土卷（末）」掉尾のいわゆる「後序」に、

因<sub>レ</sub>茲<sub>ニ</sub>真宗興隆大祖源空法師並門徒數輩不<sub>レ</sub>考<sub>ニ</sub>罪科<sub>ニ</sub>撰<sub>ニ</sub>坐<sub>ニ</sub>死罪<sub>ニ</sub>或改<sub>ニ</sub>僧儀<sub>ニ</sub>賜<sub>ニ</sub>姓名<sub>ニ</sub>処<sub>ニ</sub>速流<sub>ニ</sub>予其一也、爾者已非<sub>ニ</sub>僧<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>俗<sub>ニ</sub>是故以禿<sub>ニ</sub>字<sub>ニ</sub>為<sub>ニ</sub>姓<sub>ト</sub>

として、「承元の法難」による強制的な還俗とその後の流人生活を経て獲得した「非僧非俗」の自覚に基づいて主體的に選び取った「姓」であることが親鸞自らの筆で記されている。

しかし、「親鸞」という名を選び取った経緯について

は、どこにも記録されていないように見える。

今回私が注目するのは、同じく「後序」が伝える選択付嘱・真影図画の記事、

元久乙丑歳 蒙<sub>ニ</sub>恩恕<sub>ニ</sub>兮書<sub>ニ</sub>選択<sub>ニ</sub>同<sub>ニ</sub>年初夏中旬

第四日 『選択本願念仏集』内題字並南無阿弥陀仏往生之業念仏為本与<sub>ニ</sub>积<sub>ニ</sub>綽<sub>ニ</sub>空字<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>空<sub>ニ</sub>真筆<sub>ニ</sub>

令<sub>ニ</sub>書<sub>ニ</sub>之一<sub>ニ</sub>同日 空之真影申預<sub>ニ</sub>奉<sub>ニ</sub>図画<sub>ニ</sub>

同二年閏七月下旬第九日 真影 銘以<sub>ニ</sub>真筆<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>書<sub>ニ</sub>南無阿弥陀仏与<sub>ニ</sub>若我成仏今現在成仏当知本誓重願不

虚衆生称念必得往生之真文<sub>ニ</sub>又依<sub>ニ</sub>夢告<sub>ニ</sub>改<sub>ニ</sub>綽空字<sub>ニ</sub>同<sub>ニ</sub>日以<sub>ニ</sub>御筆<sub>ニ</sub>令<sub>ニ</sub>書<sub>ニ</sub>名之字<sub>ニ</sub>畢<sub>ニ</sub>本師聖人

今年<sub>ニ</sub>七旬三御歳也、……爾既書<sub>ニ</sub>写<sub>ニ</sub>製作<sub>ニ</sub>図画<sub>ニ</sub>真影<sub>ニ</sub>是專念正業之徳也、是決定往生之徴也、仍抑<sub>ニ</sub>悲喜之涙<sub>ニ</sub>註<sub>ニ</sub>由来之縁<sub>ニ</sub>

に記される元久二年（一一〇五）閏七月二十九日の改名の記録である。

この事件を、例えば『真宗新辞典』（法蔵館・一九八三）の「しんらん 親鸞」の項は、

翌年「筆者註・元久二年」選択集の附属をうけ、法然真影の図画を許された。このころ善信と改名。

と記している。

この記述が示すように、元久二年の改名は「綽空」から「善信」への改名であり、それに対して「親鸞」は、越後流罪中のいつの時期からか名告り始められた名である、と一般的に考えられている。(以下、便宜上これを「善信」改名説と呼ぶ)

この「善信」改名説の嚆矢は、親鸞の曾孫寛如と考えられ、寛如はその著『拾遺古徳伝』において「後序」の改名の記事を、

またゆめのつげあるによりて、綽空の字をあらためて、おなじき日これも聖人真筆をもて名の字をかきさづけしめたまふ。それよりこのかた善信と号すと。

云々

と解説し、息男存覚もまた、

言「令書名之字畢」者、善信是也。(『六要鈔』)

と父の説を継承し、以後諸師のほとんどがこれに順じている。

しかし、私は、この時の改名こそが「綽空」から「親鸞」への改名であり、親鸞はこの時をもって、師法然の印可のもと、「親鸞」と名告り始めたと考えるのである。

(以下、「親鸞」改名説と呼ぶ)

夢告に依って「綽空」の名を捨て、法然の真筆をもって讚文とともに記されたこの「名の字」が、定説の通り「善信」だとするならば、なぜそれが明記されていないのか。このことは私が初めて「後序」を眼にして以来の疑問であった。

そして、「善信」改名説を採るならば、「愚禿釈親鸞集」との撰号をもつ『教行信証』の、しかもその撰述の事由を語ったとされる「後序」に、「親鸞」と名告った時期やその経緯が一切記されていないことはきわめて不自然と言わねばならないはずである。しかし、通説のもたらす先入観からであろうか、さしたる違和感も感じないまま、今日に至ったのである。

また、この先入観の形成に、文明開版本・三帖和讃の『正像末浄土和讃』の「愚禿善信集」、『皇太子聖徳奉讚』の「愚禿善信作」の撰号の存在も大きく影響したと思われる。

今回私は、「善信」説がもつ種々の矛盾点を検証し、「親鸞」説の妥当性、もしくは蓋然性を「後序」の文の検討を通して論証していきたい。

## 一 「善信」改名説の問題点

——諱と字——

a 「善信」は房号か？

「善信」改名説の最大の問題点は、「善信」が房号であると考えられる点である。

この問題を検討するにはまず、日本中世の人名に関する慣習にふれなければならない。

当時、人名には諱（実名）と字（仮名）があり、僧においては房号が字として通用していた。

日常の会話の場において他者がその人を呼ぶ際には字（通称）で呼び、自らが自分を表わす際には諱・字両方を用いたが、諱は自らが名告る時のみに限られていた。

しかし、文章に表記する際にはその限りではなく、殊に公文書の性格をもつ漢文体においては自称他称にかかわらず諱が用いられることが常であった。

いづれにせよ、諱とは元来「忌み名」であり、死者を生前の本名・実名で呼ぶ際に用いた名であり、それゆえ生存中の相手を他人が口頭でその諱で呼ぶことは重大な禁忌であった。

例えば、親鸞は師法然房源空をその没後、「真宗興隆

の大祖源空法師」（『教行信証』・原漢文）、「本師源空」（『高僧和讃』・和文）と記し、口頭では「法然聖人」（『歎異抄』）、あるいは「大師聖人」（『消息』等）と呼んでいたが、生前の法然その人に向かって「源空聖人」と呼びかけることはなかったはずである。

そして、法然は「沙門源空」（『七箇条起請』・原漢文）と署名し、「十悪の法然房・愚癡の法然房」（『和語燈録』）もしくは「源空」（『歎異抄』）と自らを称していたのである。

以上のことから知られるように、「善信」が房号であったならば、「善信」説を採ることは、法諱（実名）を改めて房号（仮名）を名告るという、きわめて不自然な主張をしていることになるのである。

それゆえ「善信」説を採る諸師には、その整合性に苦心した跡が見うけられる。

存覚は『六要鈔』において、

今云「愚禿釈」等。言「親鸞」者、是其諱也。

俗称藤原勘解相公有國卿後皇太后宮大進有範之息男也。昔於山門青蓮門跡、其名範宴少納言公、後入真門黒谷門下、其名綽空、仮実相兼。而依聖徳太子告命、改曰善信。嚴師有諾、為之仮号、後称

実名<sup>ウチナ</sup>。其実名者、今所<sup>ココ</sup>載<sup>ト</sup>是<sup>ト</sup>。

として、吉水入室の際に名告った「綽空」は「仮実相兼ぬ」——仮号かつ実名であり、聖徳太子の夢告によって法然の受諾のもと、仮名としての綽空のみを善信と改め、その後に実名としての綽空を親鸞と改めたと述べるのである。これによれば、親鸞は元久二年以降も「(善信房)綽空」と名告っていたことになる。

また乗専の『最須敬重絵詞』においては、六角堂へ百日の参詣をいたしたまひて、ねがはくは有縁の要法をしめし、真の知識にあふことをえしめたまへと、丹誠を拙で祈給に、九十九日に満ずる夜の夢に、末代出離の要路念仏にはしかず、法然聖人いま苦海を度す、かの所に到て要津を問べきよし儘に示現あり。すなはち感涙をのこひ、靈告に任て吉水の禅室にのぞみ、……干時、建仁元年<sup>辛酉</sup>、聖人二十九歳、聖道を捨て浄土に帰し、雑行を闕て念仏を専にし給ける始なり。すなわち所望によりて名字をあたへたまふ。その時は綽空とつけ給けるを、後に夢想の告ありける程に、聖人に申されて善信とあらため、又実名を親鸞と号し給き。しかありしよりのち、或は製作の『選択集』をさづけられ、或は真影

の、図画をゆるされて殊に慇懃の恩誨にあづかり、あくまで巨細の指授をかうぶり給けり。

として、六角堂夢想・吉水入室（綽空）と改名)の後、再度の夢告によって、法然の承諾のもと、房号を「善信」と改めたと述べている。

建仁元年の六角堂夢想の後にもう一度夢告があり、しかもその時同時に実名(諱)を「親鸞」と改めたというこの「敬重絵詞」の記述によれば、親鸞は流罪以前の吉水時代に「善信房親鸞」と名告っていたことになり、注目値する。

しかし、『敬重絵詞』のこの記述にしたがえば、改名が選択付嘱・真影図画以前のことになり、法然の受諾のもと、親鸞が実際に改名したのは元久二年の真影図画の折であるから、改名の契機となったもう一つの夢告の時期がそれ以前であった可能性は残されてはいるものの、夢告の時期を「九十五日のあか月」(恵信尼書簡)ではなく「九十九日に満ずる夜」とした誤りともあわせて、この記事を百パーセント信頼することはできない。

この記事から想像できるのは、当時すでに吉水期の親鸞行実が正確に伝わっていなかったということであるが、吉水入室後の再度の夢告という記述はやはり注目に値す

ると思われるので、これらの問題について後程詳しくふれることにする。

さて、「善信」の名であるが、親鸞は終生「善信」の名を用いており、「善信」を捨てて「親鸞」を名告ったわけではない。

『歎異抄』『後序』が伝える吉水時代のいわゆる信心一異の諍論の記事によって、

善信が信心も聖人の御信心もひとつなり、

と、彼が「善信」と自称し、師法然を始め、勢親房・念仏房ら吉水の門侶もまた、

いかでか聖人の御信心に善信房の信心一つにはあるべきぞ、

源空が信心も如来よりたまはりたる信心なり、善信房の信心も如来よりたまはらせたまひたる信心なり、さればたゞひとつなり、

と、彼を「善信房」と呼んでいたことが知られる。

また、妻惠信尼が親鸞の死の直後、末娘覚信尼に宛てて関東時代の親鸞の行実を書き送った際に、常陸下妻で見た堂供養の夢を語る一段において、夢の中の登場人物が「ぜんしんの御房」と呼び、寛喜の内省を語る一段において惠信尼自身が同じ呼称を用いている。(以上、『惠

信尼書簡」参照)

これらの事実からだけでも「善信」が諱(忌み名)ではあり得なかつたことが知られる。

また、帰洛後、親鸞が関東に送った消息の中でもししば自身を「善信」と呼び、文応元年(一二六〇)の乗信房宛の書簡(『末灯鈔』所収)では、文中で、

まづ善信が身には、臨終の善悪をばまふさず、と名告り、末尾に、

文応元年十一月十三日

善信八十八歳

乗信御房

と署名している。

そして、正確な年次は不明ながら、最晩年の遺言状とも想定される。常陸の門弟宛に「いま(今御前)こぜのは、(母)の扶養を依頼した書簡においても、

十一月十二日

ぜんしん(花押)

私たちの人々の御中へと署名している。

このように親鸞は、吉水期から最晩年にわたって「善信」の名を用いているが、それと並行して「親鸞」の名も用いている。

前に挙げた六十歳前後の『唯信鈔』書写本の奥書にお

ける使用に始まり、帰洛後の教化の具体的言説を伝える

『歎異抄』が、

親鸞におきては、たゞ念仏して弥陀にたすけられま  
ひらすべしと、よきひとのおほせをかふりて信ずる  
ほかに、別の子細なきなり。

弥陀の五劫思惟の願をよくよく案ずれば、ひとへに  
親鸞一人がためなりけり。さればそれほどの業をも  
ちける身にてありけるを、たすけんとおぼしめした  
ちける本願のかたじけなさよ、

と、日常会話において用いられた「親鸞」の名告りを伝  
えているし、帰洛後の消息にも文中、署名を問わず「親  
鸞」の名が用いられている。

そして、最後の著作とされる『弥陀如来名号徳』にい  
たるまでそれは継続する。

長野・正行寺蔵本の『弥陀如来名号徳』の奥書、

草本云

文応元年<sup>庚申</sup>十二月二日書写之

愚禿親鸞<sup>八十書了</sup>

に拠れば、この『弥陀如来名号徳』は、前に掲げた乗信  
房宛書簡（文応元年十一月十三日の日付・「善信」と署名）  
とほぼ同時期に記されており、「善信」・「親鸞」い

ずれもが諱であるとすると、二つの諱を同時期に用いて  
いることになり、きわめて不自然なことと言わねばなら  
ない。

しかし、これらの事実は、「善信」を房号と考えれば  
何の矛盾も生じないのである。

この、いわゆる「善信」イコール房号の説は、『六要  
鈔』、『最須敬重絵詞』にも見られるように、決して目新  
しいものではない。何より「善信」改名説の嚆矢である  
覚如自身が、『拾遺古徳伝』の「承元の法難」の記事に  
おいて、

流罪のひとびと、……善信房親鸞<sup>越後のく</sup>に国府<sup>に</sup>罪名藤井の  
善信

として、「善信」を房号と記しているのである。

しかし、結論を急ぐ前に、ここでは「善信」を房号と  
断定する上での否定的な材料を挙げて検討を加えてみた  
い。

その一つが「愚禿善信」の用例であるが、論文冒頭に  
挙げた文明五年（一四七三）の蓮如開版本の撰号の他に、  
大谷大学蔵端の坊旧蔵本『一念多念分別事』（室町末期  
の写本）の奥書、

本云

建長七歲乙卯四月廿三日

愚禿積善信八十歳書写之

に見ることができ。

これらの用例は「善信」が房号ならば、本来考えられない名告りである。

しかし、文明本・三帖和讀にせよ、端の坊旧藏本にせよ、親鸞在世当時の記述をはたして忠実に伝えているか、はなはだ疑問と言わなければならぬ。

これらの室町期の諸本の存在からはむしろ、「愚禿（積）善信」の用例は、「善信」改名説が定着して「善信」が房号であることが見失われた後に、写伝の過程で混入したものであることが想像できる。

また、『西方指南鈔』巻中末所収の「七箇条制誡（七箇条起請）」末尾には、

元久元年十一月七日

沙門源空

信空 感聖……善信、行空 已上

已上二百余人連署了

との「善信」の署名が見られる。

漢文による公文書である「起請文」に署名する際は、「法然を始め門弟はみな諱を記しており、嗟峨・二尊院に伝わる原本に拠れば、親鸞はその折「僧綽空」と、当時

の諱で署名している。

ちなみに『西方指南鈔』巻中末の奥書は、

康元元年丙辰十月十四日

愚禿親鸞八十歳書写之

と、『西方指南鈔』執筆時の諱「親鸞」を用いているから、本文と奥書との統一性、あるいは他の門弟の署名との統一性を考えるならば、「善信」ではなく「親鸞」と書いた方が妥当であるにもかかわらず、ここでは「善信」と記しているのである。

このことはどう考えるべきであろうか。

私はこの「善信」の記名が、むしろ元久元年（一二〇四）の時点で、親鸞がすでに「善信」の房号を用いていたことの証左となるのではないかと考える。

『西方指南鈔』は、康元元年（一二五六）から書写が進められ、翌康元二年正月二日に六巻全ての書写・校合が終了するが、即座に門弟覚信による書写が開始され、親鸞自筆本もまた高弟真仏に付嘱され、現在まで専修寺に伝来している。

このことから、『西方指南鈔』はその編集・書写の途上から高田門徒への付嘱を意図して執筆されていたことが想像できる。

吉水期の「善信」と赦免以降の「親鸞」という二つの名を併記する『歎異抄』の例から見ても、当時、関東教団内においては、「善信」と「親鸞」が同一人物であることは周知の事実であった。彼らの間には「善信」イコール「親鸞」という共通理解があったと考えられる。しかし、「綽空」イコール「親鸞」という共通理解が彼らにあったとは考え難い。

そういった事情からすれば、吉水時代の一時期にのみ名告った諱「綽空」では誰のことか伝わらない。ましてや「起請文」に署名した当時、諱が「親鸞」であろうはずもない。それゆえ元久元年（三十二歳）当時すでに用い、現在（八十四歳）も使用している、連続性のある房号「善信」をあえて記載したのではないか、と私は推測するのである。

以下、私は「善信」が房号であることの論証に紙数を費やしてきたが、ここで「善信」改名説の発端について検証していきたい。

#### b 覚如の「善信」改名説の問題点

前述したように「善信」改名説の嚆矢としては覚如が考えられるが、私には親鸞がいつから「善信」と号し、

いつから「親鸞」と名告ったのか、そしてその契機となった夢告がいつの、どのような内容のものであったのか、覚如当時、すでに不明確になっていたように思える。

前に挙げた『敬重絵詞』の記事にも見られるように、当時は、吉水期の親鸞の行実に関して正確な事実経過が伝わっていなかったように思われる。

覚如が初めて「善信」説を提唱した『拾遺古徳伝』は、正安三年（一三〇一）、覚如三十二歳の時に制作されているが、それより以前の永仁三年（一二九五）、二十六歳の年の十月中旬、覚如は初めて『親鸞伝絵』を制作している。

『伝絵』はその後、覚如自身の手によって改訂が繰り返されていくが、最も初期の形態を伝えると言われるものは、永仁三年十月制作の奥書をもつ『善信聖人絵』（西本願寺本）と、初稿本を同年十二月中旬に書写したとの奥書をもつ『善信聖人親鸞伝絵』（専修寺本）である。

それらは、親鸞の吉水入室をそれぞれ「建仁第一乃曆春の比上人二」（西本願寺本）、「建仁第三の曆春のころ聖人廿九」（専修寺本）、六角堂夢想をそれぞれ「建仁三年癸亥四月五日夜寅時」（西本願寺本）、「建仁三年辛酉四月五日夜寅時」（専修寺本）として、六角堂夢想をいずれも建仁三

年（一二〇三）の出来事（但し専修寺本の干支「辛酉」は誤りで「癸亥」が正確）としている。

ちなみに康永二年（一三四三・覚如七十四歳）の製作である『本願寺聖人伝絵』（東本願寺蔵康永本）は吉水入室を「建仁第三の暦春のころ<sup>聖</sup>二十九歳<sup>人</sup>」、六角堂夢想を「建仁三年<sup>辛酉</sup>四月五日夜寅時」としている。

専修寺本、西本願寺本、康永本いずれの詞書も覚如の直筆であって、これらの年次の誤りの原因について先学は種々論議されているが、今回の論考ではその問題にはふれない。

『伝絵』のこれらの記述から私は、『伝絵』製作当時覚如は、親鸞が建仁三年四月の六角堂での夢告によって二年後の元久二年閏七月に「善信」と改名したと考えていたのではないかと推測するのである。

赤松俊秀によれば、覚如が『恵信尼書簡』を初めて見たのは父覚恵が没した徳治二年（一二〇七）、すなわち『伝絵』製作の十二年後、三十八歳の時であり、それゆえ初稿本製作当時の覚如には、『恵信尼書簡』が伝える、親鸞が六角堂の夢告に促されて法然を尋ねたという歴史的事実の認識がなかったとされる。

それゆえ前掲の『古徳伝』（覚如三十二歳の制作）の

吉水入室（建仁元年（辛酉））記事にも六角堂夢想の記述はない。

覚如は六角堂夢想の段に「彼の記に云わく」として、専修寺蔵・真仏書写の『親鸞夢記』を引用している。

『夢記』によれば、

親鸞夢記云

六角堂救世大菩薩

示

現 顔容端政之僧形

令服著白納御袈裟

端座広大白蓮告

命善信曰

行者宿報

設女犯

我成玉女身被犯

一生之間

能莊嚴

臨終引導

生極楽文

救世菩薩誦此文一言

此文吾誓願ナリ一切群生

可説聞告命

因斯告命 数千有有情

令聞之覚 夢悟了

とあり、親鸞はここで太子の本地である六角堂の救世観音によって「善信」と呼び掛けられ、宿世の業報によって「女犯」する「行者」（親鸞）に妻として一生同伴し、よく往生浄土の仏道を歩ましむるという「吾誓願」を伝えられている。

『惠信尼書簡』によれば、親鸞は六角堂參籠九十五日の払暁、聖徳太子の示現にあずかった親鸞は、「(後世)こそせのたずからんずるえんにあいまいらせんとたつねまいらせて」

現世をすぐべき様は、念仏の申されん様にすぐべし。

念仏のさまたげになりぬべくは、なになりとよろづをいとひすて、これをとむべし。いはく、ひじりて申されずば、めをまうけて申すべし。……これすなはち自身安穩にして念仏往生をとげんがために、何事もみな念仏の助業也。 (『和語燈録』)

と、「女犯」(妻帯)が念仏往生の妨げとならないことを説く法然と値遇する。

このことから私は、このいわゆる「女犯偈」こそが、現在では失われてしまった「九十五日のあかつきの御じげん(示現)のもん」(『惠信尼書簡』)であったと考えるが、覚如はこの「女犯偈」が太子の「示現の文」であったことどころか、「示現の文」自体が何であったかを終生知らなかった可能性さえあるのである。

平松令三氏は、覚如が『惠信尼書簡』を初めて見た時点ですでに、「六角堂夢想偈文」が欠失していた可能性を指摘されており、それによれば三十八歳以降の覚如に

は親鸞の吉水入室が六角堂での夢告を契機としてなされたという認識はあっても、その夢告が「女犯偈」であったという認識は終生なかったことになる。

それゆえ覚如は『伝絵』において「女犯偈」を、吉水入室の契機として説くことはなく、あくまで東国伝道、念仏繁昌の予言と見ているのである。

(前掲の『最須敬重絵詞』の「二度の夢告」の記述は、おそらく覚如のこのような親鸞伝理解を承けてのものであると思われる。)

覚如が「善信」説を立てる際の典拠となったものは、元久二年の夢告による改名を伝える「後序」の記事と、前掲の『夢記』であろう。

そこで、ここからは筆者の推測なのであるが、親鸞の吉水期の行実が正確に伝わっていなかった当時、親鸞がある夢告によって、あるいは六角堂での夢告によって「善信」と改名した(ただし夢告の時期は不明)といった伝承、あるいは建仁三年に何らかの夢告があった(ただし夢告があったという事実のみが伝わって「親鸞」への改名を促したようなその内容までは伝わらなかった)といった伝承が存在したのではないだろうか。それらの伝承によって、覚如は元久二年の改名の契機となった夢

告を建仁、三年の六角堂での「女犯偈」に指定したのではないだろうか。

しかし、歴史的事実としての六角堂夢想は吉水入室の直前、建仁元年の出来事であり、したがってそれから四年後の元久二年の改名を考える場合、改名の契機となった夢告は、それとは別の、吉水入室以後のそれを想定すべきではないだろうか。また、親鸞が「善信」と号し始めたのもっと早い時期、まさに吉水に入室したその時からと考えるべきではないだろうか。

吉水入室以来、親鸞は、妻となつて終生同伴すると誓い、法然のもとへ誘つた太子の「護持養育」（皇太子聖徳奉讃）の恩徳と、破戒（妻帯）によつて妨げられることのない仏道（＝法然の専修念仏）を「一切群生に説き聞かすべし」との「告命」とを憶念して、「善信」の号を終生用い続けたのではなからうか。<sup>⑦</sup>

そして、吉水期の親鸞の諱「綽空」は、伝説によれば法然から与えられた名であると言われている。私はこれを事実と考える。なぜなら、平安・鎌倉期は、父子・兄弟が名前に一字を共有する通字・系字の慣習が僧侶間でも一般的であり、「綽空」の「空」は当然「源空」のそれから採られたものと考えられるから、仮に親鸞が自ら

名告つたのだとすれば不遜の極みと言える。

親鸞は太子・法然という、まさしく観音・勢至二菩薩の化身の引導によつて、吉水入室を機に「善信房綽空」と名告つたことが想像できるのである。

以上の考察によつて「善信」改名説をほぼ論破し得たと思う。続いて「親鸞」改名説の検討に移ることとする。

## 註

① 赤松俊秀『人物叢書 親鸞』（吉川弘文館・一九六一）等参照。

② 『日本国語大辞典』（小学館・一九七三）「いみ・な」の項参照。

③ 『歎異抄』の成立は親鸞没後二十七年頃と推定されるから、実際の対話の場では「親鸞」ではなく、「善信」におきては……と、「善信」の名が用いられていた可能性も否定できない。

④ 論争の経過については平松令三『歴史文化ライブラリー 親鸞』（吉川弘文館・一九九八）七五―八五頁参照。

⑤ 赤松俊秀・前掲書四一―二頁参照。

⑥ 平松令三・前掲書九四―九五頁参照。

⑦ 『親鸞夢記』には「善信に告命して言わく」とあるから、六角堂夢想以前にすでに「善信」の房号を名告っていた可能性も考えられる。

なお専修寺には、建長二年（一二五〇）に親鸞が寛信尼に宛てた文章の体裁をとつた『親鸞夢記』いわゆる「三

「夢記」が存在するが、それには建久二年（一一九二）、親鸞十九歳時の磯長太子廟での夢告、

親鸞夢記云

建久二歳<sup>辛</sup> 暮秋仲旬第四日夜 聖徳太子善信告勅<sup>ニシケ</sup>言

我三尊化塵沙界 日域大乘相應地

諦聽諦聽我教令 汝命根応十余歳

命終速入清浄土 善信善信真菩薩

が記されており、この夢告が歴史的事実だとすれば、「善信」と号し始めた時期がその頃である可能性もあるが、「三夢記」の真偽を決定する材料も、そして能力も私にはないので、この点は留保する。

⑧『日本史大事典』（平凡社・一九九三）「名」の項参照。